平成２４年（フ）第１４５号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地11棟302号、前住所堺市南区赤坂台３丁９番16―310号
債務者　西川　奈緒（旧姓清岡）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
北海道登別市美園町２丁目12番地１
債務者　大西　郁子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
北海道室蘭市宮の森町３丁目17番19号
債務者　眞室　真弥（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８３０号
神奈川県小田原市寿町４丁目20番29号
債務者　水戸　　司
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５号
神奈川県平塚市久領堤４番17号　リバーサイドハイツⅡ―101
債務者　田中さゆり
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２号
神奈川県平塚市四之宮１丁目４番３号　パインハイツⅢ―203号
債務者　釜谷　将司
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３号
神奈川県平塚市四之宮１丁目４番３号　パインハイツⅢ―203号
債務者　中島　香織
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７１号
神奈川県平塚市八千代町15番26―201号　スカール平塚
債務者　横瀬　　功
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２号
神奈川県平塚市八千代町15番26―201号　スカール平塚
債務者　横瀬ひろみ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８２号
神奈川県平塚市八千代町４番20号　コンフォール豊嶋202号
債務者　齋藤江里子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３号
新潟市東区石山３丁目７番12号　コーポ四季Ｂ号、前住所新潟市東区江南６丁目８番地20ロイヤルタウン３号棟201号
債務者　新田　紘子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４５８号
大阪市東淀川区小松１丁目14番２号シャトー亜寿香303号室、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町中１丁７番42号
債務者　財間　　孔
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７６４号
大阪府門真市大橋町20番23号
債務者　前山　文子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１２４号
大阪府門真市常盤町25番27号　インヴィレッジＡ棟202
債務者　谷川　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６８号
大阪市平野区喜連西３丁目２番５―206号
債務者　伊野　和浩
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０８号
大阪府高槻市昭和台町１丁目３番２号
債務者　中村　充香
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３号
大阪府東大阪市近江堂２丁目９番32号
債務者　三宅　義明
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部